

- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員
- 二 特定独立行政法人の役員、特定独立行政法人職員又は特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員
- 三 国有林野事業職員又は国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員
- 四 日本郵政公社の役員、日本郵政公社職員又は日本郵政公社職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

[12] 個別の事件に係る担当専門家の指定、除斥・忌避

司法委員、参与員、民事調停委員、家事調停委員については、個別の事件に係る担当者の人数、指定等に関する規定が設けられている。

また、導入が検討されている専門委員制度には、除斥及び忌避の制度が予定されており、参与員については、裁判官に関する除斥及び忌避の規定が準用されているが、司法委員、民事調停委員等には、除斥及び忌避の規定はない。

【参照条文】

○民事訴訟法（抄）〔司法委員関係〕

（司法委員）

第279条（第1項 略）

2 司法委員の員数は、各事件について一人以上とする。

3 司法委員は、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者の中から、事件ごとに裁判所が指定する。

（第4項以下 略）

○家事審判法（抄）〔参与員関係〕

第4条 裁判所職員の除斥及び忌避に関する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定で、裁判官に関するものは、家事審判官及び参与員に、裁判所書記官に関するものは、家庭裁判所の裁判所書記官にこれを準用する。

第10条 参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

② 参与員は、家庭裁判所が毎年前もつて選任する者の中から、家庭裁判所が各事件についてこれを指定する。

○民事調停法（抄）〔民事調停委員関係〕

（調停委員会の組織）

第6条 調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織する。

（調停主任等の指定）

第7条（第1項 略）

2 調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。

○家事審判法（抄）〔家事調停委員関係〕

第22条 調停委員会の組織は、家事審判官一人及び家事調停委員二人以上とする。

② 調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定する。

（3）導入する場合について、他の制度との関係

- ・ 労働調停制度（前掲2）との関係
- ・ 個別労働関係紛争処理制度との関係
- ・ 労働委員会制度との関係

[13] 労働調停制度

労働関係紛争について、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図るため、民事調停の特別な類型として、労働調停制度の導入を図ることとし

ている。

【参照条文】

○民事調停法第1条

(この法律の目的)

第1条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とする。

[14] 個別労働関係紛争処理制度

個別労働関係紛争について、実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図るために、労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん等を行うこととしている。

【参照条文】

○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）

(目的)

第1条 この法律は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

[15] 労働委員会制度

集団的紛争に関しては、労働委員会において、不当労働行為事件の審査、労働争議のあっせん、調停及び仲裁等を行っている。

【参照条文】

○労働組合法（抄）

(労働委員会の権限)

第20条 労働委員会は、第五条、第十一条、第十八条及び第二十七条の規定によるもの以外、労働争議のあつ旋、調停及び仲裁をする権限を有する。

(労働委員会の命令等)

第27条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立を受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。（以下略）

(第2項及び第3項 略)

4 労働委員会は、第一項の審問の手続を終つたときは、事実の認定をし、この認定に基いて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立を棄却する命令を発しなければならない。（以下略）

(第5項以下 略)

(4) その他

労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否等についての検討資料

本資料は、「労働関係事件への総合的な対応強化に係る検討すべき論点項目（中間的な整理）」の「4 労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否について」の各論点項目（枠囲み中に掲記）に関して、検討の参考として、事務局において、関係法令、参考文献その他の関連事項を記載したものである。

4 労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否について

(1) 労働関係事件の性質と訴訟手続の在り方

- ・ 労働関係訴訟事件の意義（対象となる紛争の明確化、民事訴訟事件全体の中での労働関係訴訟事件の位置付け）
- ・ 労働関係訴訟事件の処理に求められるもの
- ・ 労働関係訴訟事件における民事訴訟手続の現状と評価
- ・ 仮処分手続と本案手続の二重構造の当否

[1] 労働関係事件

民事訴訟において争われる労働関係事件の争点の内容としては、例えば以下のようなものが一應考えられる。

- ・ 賃金、退職金等の不払い
- ・ 解雇
- ・ 労働契約の更新拒絶
- ・ 配転・出向
- ・ 差別的取扱い
- ・ セクシュアル・ハラスメント
- ・ 争議行為
- ・ 労働災害（安全配慮義務違反等） 等

(2) 民事裁判の充実、迅速化（※ 現在、法制審議会において検討中）

- ・ 目標とされるべき審理期間（紛争の種類ごとの目標、訴訟上の各段階までに要する期間・時期等、適正手続とのバランス、和解との関係）
- ・ 審理の遅延の原因と対応策
- ・ 計画的な審理の在り方（審理計画の策定、民事訴訟法の特則の必要性の要否）
- ・ 事件の振分け（迅速に判決を目指す事件と和解的な解決を目指す事件の振分け及びその手続の在り方）
- ・ 証拠の偏在への対応

[2] 労働関係民事事件の審理期間

労働関係民事通常訴訟事件（平成13年度・既済事件・全国地裁）の平均審理期間は13.5か月、労働関係仮処分事件（平成13年度・既済事件・全国地裁）の平均審理期間は3.7か月となっている。

また、裁判所における手続の一層の迅速化を図るため、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等を目標とするとともに、国の責務、裁判所・当事者等の責務、迅速化に関する最高裁判所の検証その他の事項を規定する「裁判の迅速化に関する法律案」が今通常国会に提出されたところである。

[3] 計画審理

法務省法制審議会において、民事訴訟一般に関する計画審理の在り方について検討が行われ、その答申〔平成15年2月5日・法制審議会答申（民事訴訟法の一部を改正する法律案要綱）〕に基づき、今通常国会に關係法律案が提出されたところである。

【参照条文】

○民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）（抄）

（審理の計画）

第165条 大規模訴訟においては、裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のために、進行協議期日その他の手続を利用して審理の計画を定めるための協議をするものとする。

[4] 証拠収集等の手続

当事者は、主張・立証の準備のため当事者照会（民事訴訟法第163条）を行うことができるとともに、証拠調べにおいて文書提出命令（同第219条以下）及び文書送付の嘱託（同第226条）を申し立てることができる。

また、法務省法制審議会において、民事訴訟一般に関する訴えの提起前における証拠収集等の手続の拡充の在り方について検討が行われ、その答申〔平成15年2月5日・法制審議会答申（民事訴訟法の一部を改正する法律案要綱）〕に基づき、今通常国会に關係法律案が提出されたところである。

【参照条文】

○民事訴訟法（平成8年法律第109号）（抄）

（当事者照会）

第163条 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 具体的又は個別的でない照会
- 二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
- 三 既にした照会と重複する照会
- 四 意見を求める照会
- 五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
- 六 第百九十六条又は第百九十七条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

（書証の申出）

第219条 書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

（文書提出義務）

第220条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- 二 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。
- 三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。
 - イ 文書の所持者又は文書の所持者と第百九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書
 - ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - ハ 第百九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
- 二 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）
- ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

（文書送付の嘱託）

第226条 訴訟の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求める場合は、この限りでない。

〔3〕裁判へのアクセスの在り方

- ・ 定型訴状の活用等
- ・ 訴訟費用、弁護士報酬、訴訟代理の在り方等

〔5〕訴状

訴状には、原則として、①当事者及び法定代理人、②請求の趣旨及び原因を記載することとされている。

【参照条文】

○民事訴訟法（抄）

（訴え提起の方式）

第133条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 請求の趣旨及び原因

（口頭による訴えの提起） 《簡易裁判所の訴訟手続》

第271条 訴えは、口頭で提起することができる。

（訴えの提起において明らかにすべき事項） 《簡易裁判所の訴訟手続》

第272条 訴えの提起においては、請求の原因に代えて、紛争の要点を明らかにすれば足りる。

（任意の出頭による訴えの提起等） 《簡易裁判所の訴訟手続》

第273条 当事者双方は、任意に裁判所に出頭し、訴訟について口頭弁論をすることができる。この場合においては、訴えの提起は、口頭の陳述によってする。

○民事訴訟規則（抄）

（訴状の記載事項・法第百三十三条）

第53条 訴状には、請求の趣旨及び請求の原因（請求を特定するのに必要な事実をいう。）を記載するほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。

2 訴状に事実についての主張を記載するには、できる限り、請求を理由づける事実についての主張と当該事実に関連する事実についての主張とを区別して記載しなければならない。

- 3 攻撃又は防御の方法を記載した訴状は、準備書面を兼ねるものとする。
 - 4 訴状には、第一項に規定する事項のほか、原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）を記載しなければならない。
（訴状の添付書類）
- 第55条 次の各号に掲げる事件の訴状には、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- | | |
|-----------------|------------|
| 一 不動産に関する事件 | 登記簿謄本 |
| 二 人事訴訟事件 | 戸籍謄本 |
| 三 手形又は小切手に関する事件 | 手形又は小切手の写し |
- 2 前項に規定するほか、訴状には、立証を要する事由につき、証拠となるべき文書の写し（以下「書証の写し」という。）で重要なものを添付しなければならない。

[6] 訴訟費用

訴えの提起の手数料の額の引下げ等を規定する関係法律案が今通常国会に提出されたところである。

[7] 弁護士報酬

現在、司法制度改革推進本部事務局の私法アクセス検討会において検討が行われているところである。

[8] 訴訟代理

【参照条文】

- 民事訴訟法（抄）
（訴訟代理人の資格）

第54条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができます。
(第2項 略)

(4) その他

- ・ 少額訴訟手続の活用（※ 現在、その訴額上限について法制審議会において検討中）
- ・ 仮処分手續の在り方（証拠調べの在り方）
- ・ 単純な事件を処理するための簡易な訴訟手続の要否
- ・ 一定の事件の優先的な取扱いの要否

[9] 少額訴訟手続

簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が30万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、原則として1期日で審理を完了する少額訴訟の手続が設けられている。

なお、法務省法制審議会において、簡易裁判所の機能の充実に関して検討が行われ、少額訴訟の訴額の上限額を60万円に引き上げる旨の答申が出されたところである。〔平成15年2月5日・法制審議会答申（民事訴訟法の一部を改正する法律案要綱）参照〕

【参照条文】

- 民事訴訟法（抄）
(少額訴訟の要件等)

第368条 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が三十万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を届け出なければならない。

(一期日審理の原則)

第370条 少額訴訟においては、特別の事情がある場合を除き、最初にすべき口頭弁論の期日において、審理を完了しなければならない。

2 当事者は、前項の期日前又はその期日において、すべての攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。ただし、口頭弁論が続行されたときは、この限りでない。

(証拠調べの制限)

第371条 証拠調べは、即時に取り調べができる証拠に限りすることができる。

(証人等の尋問)

第372条 証人の尋問は、宣誓をさせないができる。

2 証人又は当事者本人の尋問は、裁判官が相当と認める順序である。

3 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方と証人とが音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、証人を尋問することができる。

(通常の手続への移行)

第373条 被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。ただし、被告が最初にすべき口頭弁論の期日において弁論をし、又はその期日が終了した後は、この限りでない。

2 訴訟は、前項の申述があった時に、通常の手続に移行する。

3 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。

一 第三百六十八条第一項の規定に違反して少額訴訟による審理及び裁判を求めたとき。

二 第三百六十八条第三項の規定によってすべき届出を相当の期間を定めて命じた場合において、その届出がないとき。

三 公示送達によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

四 少額訴訟により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。

4 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 訴訟が通常の手続に移行したときは、少額訴訟のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

(判決の言渡し)

第374条 判決の言渡しは、相当でないと認める場合を除き、口頭弁論の終結後直ちにする。

2 前項の場合には、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないでできる。この場合においては、第二百五十四条第二項及び第二百五十五条の規定を準用する。

(控訴の禁止)

第377条 少額訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができない。

(異議)

第378条 少額訴訟の終局判決に対しては、判決書又は第二百五十四条第二項（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。）の調書の送達を受けた日から二週間の不变期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

2 第三百五十八条から第三百六十条までの規定は、前項の異議について準用する。

(異議後の審理及び裁判)

第379条 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。

2 第三百六十二条、第三百六十三条、第三百六十九条、第三百七十二条第二項及び第三百七十五条の規定は、前項の審理及び裁判について準用する。

(異議後の判決に対する不服申立て)

第380条 第三百七十八条第二項において準用する第三百五十九条又は前条第一項の規定によつてした終局判決に対しては、控訴をすることができない。

2 第三百二十七条《編注：特別上告》の規定は、前項の終局判決について準用する。

[10] 仮処分手続

民事訴訟の本案の権利の実現を保全するため、仮の地位を定めるための仮処分等の民事保全の手続が用意されている。

【参照条文】

○民事保全法（平成元年法律第91号）（抄）

（趣旨）

第1条 民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための仮差押え及び係争物に関する仮処分並びに民事訴訟の本案の権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分（以下「民事保全」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（仮処分命令の必要性等）

第23条 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

（第3項 略）

4 第二項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができる事情があるときは、この限りでない。

労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方についての検討資料

本資料は、「労働関係事件への総合的な対応強化に係る検討すべき論点項目（中間的な整理）」の「5 労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方について」の各論点項目（枠囲み中に掲記）に関して、検討の参考として、事務局において、関係法令、参考文献その他の関連事項を記載したものである。

5 労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方について

(1) 労働委員会の救済命令に対する司法審査制度の現状と評価

ア 労働委員会制度の意義・目的と司法審査制度の役割

- ・ 判定的機能と調整的機能の関係
- ・ 準司法的機能と政策形成機能の関係等

イ 労働委員会制度の現状等

- ・ 労働委員会の審査手続等（証拠調べ、事実認定、認定事実の評価、判断の公正さ等）
- ・ 労働委員会制度に対する信頼性（救済命令の取消率等）
- ・ 労働委員会の体制（公益委員、労使委員、事務局、委員の非常勤制）

ウ 「事実上の5審制」の問題状況

- ・ 「5審制」によって生じている不都合の内容・程度（審査の遅延等）
- ・ 労働委員会手続、訴訟手続における運用改善の取組の実情等

[1] 労働委員会の審査手続

労働委員会は不当労働行為事件の審査を行う。〔別添1参照〕

【参照条文】

○労働組合法（昭和24年法律第174号）
(労働委員会の命令等)

第27条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立を受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この調査及び審問の手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとし、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする充分な機会が与えられなければならない。

2 労働委員会は、前項の申立が、行為の日（継続する行為にあつてはその終了した日）から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。

3 労働委員会は、第一項の審問を行う場合において、当事者の申出により、又は職権で、証人に出頭を求め、質問することができる。

4 労働委員会は、第一項の審問の手続を終つたときは、事実の認定をし、この認定に基いて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立を棄却する命令を発しなければならない。この事実の認定及び命令は、書面によるものとし、その写を使用者及び申立人に交付しなければならない。この命令は、交付の日から効力を生ずる。この項の規定による手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとする。

5 使用者は、地方労働委員会の命令の交付を受けたときは、十五日以内（天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、

その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に中央労働委員会に再審査の申立をすることができる。但し、この申立は、当該命令の効力を停止せず、その命令は、中央労働委員会が第二十五条の規定により再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときに限り、その効力を失う。

6 使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会が命令を発したときは、使用者は、当該命令の交付の日から三十日以内に、当該命令の取消しの訴を提起することができる。この期間は、不变期間とする。

7 使用者は、第五項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の命令に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。この訴えについては、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第三項の規定は、適用しない。

8 第六項の規定により使用者が裁判所に訴を提起した場合において、受訴裁判所は、当該労働委員会の申立てにより、決定をもつて、使用者に対し判決の確定に至るまでその労働委員会の命令の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

9 使用者が労働委員会の命令につき第六項の期間内に訴を提起しないときは、その労働委員会の命令は、確定する。この場合において、使用者が労働委員会の命令に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働者もすることができる。

10 第六項の訴に基く確定判決によつて地方労働委員会の命令の全部又は一部が支持されたときは、中央労働委員会は、その地方労働委員会の命令について、再審査することができない。

11 第五項の規定は労働組合又は労働者が中央労働委員会に対して行なう再審査の申立てについて、第七項の規定は労働組合又は労働者が行政事件訴訟法の定めるところにより提起する取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

12 第一項、第三項及び第四項の規定は、中央労働委員会の再審査の手続について準用する。

13 中央労働委員会は、第二十四条第一項の規定にかかわらず、中央労働委員会に係属している事件に関し、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則の定めるところにより、公益を代表する地方調整委員に第一項の申立て又は第五項若しくは第十一項の再審査の申立てに係る調査又は審問を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、当該審問に参与することができる。

〔2〕救済命令の司法審査段階における審級省略の当否

- ・ 司法審査段階における審級の利益についての考え方
- ・ 不当労働行為事件の処理の迅速化（労働委員会における迅速化の方策（事件の振分け、再審査制度の在り方等）、裁判所における迅速化の方策等）
- ・ 司法審査段階における審級省略のメリット及びデメリット

〔2〕審級省略

行政処分の取消訴訟の中には、地方裁判所の段階での審理を省略して、直接高等裁判所に訴えを提起することとされているものがある。

なお、審級省略に関する関係機関及び労使の考え方については、別添2参照。

【参考条文】

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
第85条 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。
 - 一 公正取引委員会の審決に係る訴訟

- 二 第二十五条の規定による損害賠償〔注：私的独占、不当な取引制限等を行った事業者による被害者に対する損害賠償〕に係る訴訟
- 三 第八十九条から第九十一条までの罪〔注：私的独占、不当な取引制限等の罪〕に係る訴訟

○海難審判法（昭和22年法律第135号）

第53条 高等海難審判庁の裁決に対する訴は、東京高等裁判所の管轄に専属する。
(以下略)

○電波法（昭和25年法律第131号）

(訴えの提起)

第96条の2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分に不服がある者は、当該処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

(専属管轄)

第97条 前条の訴え（異議申立てを却下する決定に対する訴えを除く。）は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）

(専属管轄)

第57条 裁定及び裁定の申請の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

○特許法（昭和34年法律第121号）

(審決等に対する訴え)

第178条 取消決定又は審決に対する訴え及び特許異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(以下略)

【参考判例】

- 「法〔注：旧特許法〕が、抗告審判の審決に対する取消訴訟を東京高等裁判所の専属管轄とし、事実審を一審級省略しているのも、当該無効原因の存否については、すでに、審判及び抗告審判手続において、当事者らの関与の下に十分な審理がされていると考えたためにほかならないと解されるのである。」〔最大判昭和51年3月10日・民集30巻2号79頁〕
- 「最高裁判所の裁判権については、違憲審査を必要とする事件が終審としてその事物管轄に属すべきことは憲法上要請されているところであるが（憲法八一条）、その他の事件の審級制度については法律の定めるところに委されていると解すべきである」〔最大判昭和29年10月13日・民集8巻10号1846頁〕
- 「裁判権及び審級制度については、憲法八一条の要請を満たす限り、憲法は法律の適当に定めるところに一任したものと解すべきことは、当裁判所の判例〔中略〕のくりかえし判示するところである。もつとも、右各判例も裁判権及び審級制度に関する定めにつき、立法機関の恣意を許すとする趣旨ではなく、ある種の事件につき他と異なる特別の審級制度を定めるには、それなりに合理的な理由の必要とされることを当然の前提としていると解すべきであるが、独禁法八九条から九一条までの罪については、これらの対象とする行為がわが国の経済の基本に関するきわめて重要なものであつて、これに対する判断が区々に分れその法的決着が遅延することは好ましくないこと等の特殊な事情があることなどに照らすと、独禁法が、右各罪に係る訴訟につき、その第一審の裁判権を東京高等裁判所に専属させ裁判官五名をもつて構成する合議体により審理させることとして、審級制度上の特例を認めたことには、それなりに合理性がないとはいえないというべきである。そうすると、同法八五条三号の規定が憲法一四条一項、三一条、三二条に違反するものでないことは、当裁判所の前記各大法廷判例の趣旨に従して明らかである。〔最二小判昭和59年2月24日・刑集38巻4号1287頁〕

【参考資料】

- 「特許審判は、専門的・技術的官庁としての特許庁により民事訴訟類似の準司法的な手続を経て行われるものであるから、審決取消訴訟の前審的性質を有するということが

できる。したがって、審決取消訴訟の第1審裁判所を一般の行政事件のように地方裁判所とすることは、訴訟経済上好ましくないばかりでなく、実際上からもその必要がないからである。」〔吉藤幸朔「特許法概説」〕

(3) 救済命令の司法審査において実質的証拠法則を導入することの当否

- ・ 実質的証拠法則の意義・内容（審級省略との関係、他の制度での実情等）
- ・ 実質的証拠法則のメリット及びデメリット
- ・ 実質的証拠法則を導入する場合における対象とすべき命令の範囲等（中央労働委員会の命令と地方労働委員会の命令についての同様の取扱いの可否等）

[3] 実質的証拠法則

準司法的手続によってされた審判の適否を裁判所が審査する場合に、行政機関のした事実認定にそれを立証する実質的な証拠のある限り、裁判所がこれに拘束されるとする原則をいう。〔「法律学小辞典」（有斐閣）参照〕

なお、実質的証拠法則に関する関係機関及び労使の考え方については、別添2の関係部分参照。

【参照条文】

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第80条 第七十七条第一項に規定する訴訟〔注：公正取引委員会の審決の取消しの訴え〕については、公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する。

② 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所がこれを判断するものとする。

○電波法

（事実認定の拘束力）

第99条 第九十七条の訴については、電波監理審議会が適法に認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断するものとする。

○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律

（事実認定の拘束力）

第52条 裁定に対する訴訟については、裁定委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断する。

【参考判例】

○ 「裁判所は、〔注：公正取引委員会の〕審決の認定事実については、独自の立場で新たに認定をやり直すのではなく、審判で取り調べられた証拠から当該事実を認定することが合理的であるかどうかの点のみを審査する」〔最一小判昭和50年7月10日・民集29巻6号888頁〕

○ 「労働組合法には右〔注：独占禁止法〕第八十条ないし第八十二条のような規定がないこと、また労働委員会においては、構成員の資格が公正取引委員会などに比して厳重でないこと、裁判所の審判の範囲を独占禁止法のように限定する場合には独占禁止法第七十八条のように、労働委員会に対し当該事件の記録の送付を求めるなど証拠調の手続などにつき明文の規定がなければならないが、この種の規定のないことなどから考えれば、労働組合法の法意は、右独占禁止法の場合とは異り、一般行政事件の違法の処分の判断と同じく、裁判所は新に独自の証拠調を行つて事実の認定をなし、その認定に基いて、右委員会の事実認定の当否を判断し、右処分の適法性を判断し得る

ことにしたものと解さねばならない。」〔東京地判昭和27年7月29日・労民集3巻3号253頁〕

- 「労働委員会が不当労働行為事件に関してなす処分はいわゆる準司法機関としての権限に基づくものと解すべきであるが、使用者が労組法第二十七条第六項の規定に基づき中央労働委員会の発した命令に対して行政事件訴訟特例法の定めるところにより訴訟を提起して争う場合には裁判所は右命令について手続上の瑕疵の有無はもとより事実認定又は法令の解釈適用等の当否を審査するものであつてこの場合の事実認定は労働委員会のなした事実認定に拘束されることなく独自の権限に基いてこれをなし得るものと解するのが相当である。

蓋し裁判所のなす事実認定が労働委員会のなしたそれに拘束されるとするには、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律八十条ないし第八十二条のような明文によつて別段の規定のあることを必要とすると解すべきであつて、このような規定が労働組合法その他の法律に見出せない以上、労働委員会の命令においてなされた事実認定に拘束さるべき理由はないのである。従つて裁判所は一般の行政処分の適法であるか違法であるかを判断する場合と同様に労働委員会の審査の過程で提出されなかつた訴訟当事者の新たな主張と証拠の提出は許容さるべきであり、その証拠調の結果により事実の認定をなし労働委員会のなした事実認定の当否を判断し得ると解するのが相当地ある。」〔東京地判昭和30年9月20日・労民集6巻5号607頁〕

(4) 救済命令の司法審査において新主張・新証拠の提出制限を導入することの

当否

- ・ 新主張・新証拠の提出制限の意義・内容
- ・ 新主張・新証拠の提出制限のメリット及びデメリット

[4] 新証拠の提出制限

行政機関のした処分の取消訴訟において、当事者は、一定の理由に該当する場合を除いて、裁判所に対し、当該事件に關係のある新しい証拠の申出をすることができないものとする制度をいう。

なお、新証拠の提出制限に関する関係機関及び労使の考え方については、別添2の関係部分参照。

【参考条文】

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第81条 当事者は、裁判所に対し、当該事件に關係のある新しい証拠の申出をすることができる。ただし、公正取引委員会が認定した事実に関する証拠の申出は、次の各号の一に該当することを理由とするものであることを要する。

- 一 公正取引委員会が、正当な理由がなくて、当該証拠を採用しなかつた場合
 - 二 公正取引委員会の審判に際して当該証拠を提出することができず、かつ、これを提出できなかつたことについて重大な過失がなかつた場合
- ② 前項ただし書に規定する証拠の申出については、当事者において、同項各号の一に該当する事実を明らかにしなければならない。
- ③ 裁判所は、第一項ただし書に規定する証拠の申出に理由があり、当該証拠を取り調べる必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。

○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律

(新しい証拠)

第53条 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に關係のある新しい証拠の申出をすることができる。

- 一 裁定委員会が正当な理由がなくて当該証拠を採用しなかつたとき。

- 二 裁定委員会の審理に際して当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつたとき。
- 2 前項各号に掲げる場合においては、当事者は、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 裁判所は、第一項の規定によるあたらしい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、委員会に対し、当該事件を差しもどし、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。

【参考判例】

- 「労働組合法によれば（以下法と略称する。）、労働委員会が法第七条違反の申立を受け救済命令を発したとき、これに対し使用者は行政事件訴訟特例法の定むるところにより、訴を提起することができる旨規定するけれども（同法二七条六項）、この場合私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十条ないし第八十二条のような特別のきていの存しないことから考えれば、法は、右救済命令の取消を求める訴訟においては、一般の行政訴訟におけると同様に労働委員会の審問手続のときに提出しなかつた新たな証拠を提出することを許容しているものと解するのが相当である。」〔東京高判昭和34年6月16日・労民集10巻3号505頁〕
- 「労働委員会の不当労働行為審査手続は一応労使の双方の当事者対立の構造をとつてゐるけれども、そこでは、公益的ないし後見的機能を旨とする行政処分の性質上、通常の民事訴訟におけるような厳格な弁論主義－判断の基礎となる主要事実は当事者の主張がなければ審理採用できないとするいわゆる狭義の弁論主義－は妥当しないものと解されるし、これを採用したものと解すべき成法上の根拠もない。従つて、労働委員会としては、救済命令を発するに当り、その結論に影響を及ぼすと考えられる事実については、当事者の主張立証の有無に拘らず職権によつてもこれを審理し、その結果認定し得た事実を総合判断して妥当な結論を得べきものであり（労働組合法二五条二項、二七条三項参照）、当事者の主張立証のないことをもつて審理不尽、事実誤認の責を免れることはできない。すなわち、行政機関のした事実認定が裁判所を拘束するものとする特段の規定（たとえば私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律八〇ないし八二条）がない以上、裁判所は、一般の行政訴訟において行政処分の適否を判断する場合と同様に、労働委員会の審査段階で提出されなかつた訴訟当事者の新たな主張立証を許容し、その審理の結果に基いて労働委員会のした事実認定の当否を判断し得るものと解するのが相当である。」〔東京地判昭和41年8月30日・労民集17巻4号1004頁〕
- 「控訴人〔注：救済命令を受けた会社〕は、本件救済手続においては、嘱託再雇用はあくまで控訴人の自由な裁量でなしているものと主張し、前記〔略〕内規の存在を主張せず、これを証拠としても提出せず、まして、その期間が一年間と定められている旨の主張もせず、本訴において始めてこれらの主張立証をしたことが認められ、右事実によれば控訴人の右主張は信義に反するものである。」〔大阪高判平成6年8月31日・労判694号23頁〕

(5) 司法審査上の特則を導入する場合の条件整備

- ・ 労働委員会の審査手続の充実、強化（争点整理、計画審理、宣誓、審問時の秩序維持、命令書における証拠の摘要等、訴訟手続と比較した審査手続及び事実認定の厳格性・適正性の確保）
- ・ 労働委員会の体制の充実、強化（事務局、公益委員等）

[5] 不当労働行為審査制度の検討

不当労働行為審査制度の在り方については、平成13年10月より、厚生労働省の「不当労働行為審査制度の在り方に関する研究会」において検討が行われており、平成15年3月に中間整理が行われたところである。

また、労働省（現厚生労働省）の労使関係法研究会において、労働委員会制度に関する報告がなされている（昭和57年「労働委員会における不当労働行為事件の審査の迅速化等に関する報告」、平成10年「我が国における労使紛争の解決と労働委員会制度の在り方に関する報告」）。

[6] 宣誓

裁判手続等においては、当事者尋問や証人尋問に際しての宣誓の規定が設けられている。

【参照条文】

○海難審判法

第40条の2 地方海難審判庁は、前条第一項の証拠の取調べとして証人に証言をさせ、鑑定人に鑑定をさせ、通訳人に通訳をさせ、又は翻訳人に翻訳をさせる場合には、これらの者に国土交通省令で定める方法により宣誓をさせなければならない。但し、国土交通省令で定める者には、宣誓をさせないことができる。

○民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（宣誓）

第201条 証人には、特別の定めがある場合を除き、宣誓をさせなければならない。

（以下略）

（当事者尋問）

第207条 裁判所は、申立てにより又は職権で、当事者本人を尋問することができる。

この場合においては、その当事者に宣誓をさせることができる。

（第2項 略）

[7] 手続時の秩序の維持

裁判手続等においては、法廷等における秩序維持のため、退廷等を命じることができることとされている。

【参照条文】

○裁判所法（昭和22年法律第59号）

第71条（法廷の秩序維持） 法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行う。

② 裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

○海難審判法

第13条の2 各海難審判庁に廷吏を置き、海難審判庁の職員の中から、各海難審判庁の長（第九条の二第四項の支部長を含む。以下同じ。）が、これを命ずる。

② 廷吏は、審判官の命を受けて、審判廷の秩序の維持に当る。

第37条 審判長は、開廷中審判を指揮し、審判廷の秩序を維持する。

② 審判長は、審判を妨げる者に対し退廷を命じその他審判廷の秩序を維持するため必要な措置を執ることができる。

(6) その他

・ 緊急命令制度の在り方

[8] 緊急命令

使用者が労働委員会の救済命令に対して取消訴訟を提起して争っている場合は、救済命令を履行しなくとも使用者には制裁が課されないことから、裁判所は、

判決の確定に至るまでの間、使用者に対して命令の全部又は一部に従うべき旨を命じることができることとし、間接的に救済命令の実効を確保している。〔労働省労政局労働法規課「四訂新版 労働組合法・労働関係調整法」参照〕

【参考条文】

○労働組合法（昭和24年法律第174号）

（労働委員会の命令等）

第27条（前略）

6 使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会が命令を発したときは、使用者は、当該命令の交付の日から三十日以内に、当該命令の取消しの訴を提起することができる。この期間は、不变期間とする。
（第7項 略）

8 第六項の規定により使用者が裁判所に訴を提起した場合において、受訴裁判所は、当該労働委員会の申立により、決定をもつて、使用者に対し判決の確定に至るまでその労働委員会の命令の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立により、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

○労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）

第五章 不当労働行為

第二節 初審の手続

(申立て)

第32条 使用者が労組法第七条の規定に違反した旨の申立ては、申立書を管轄委員会に提出して行う。

2 申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、申立人が署名又は記名押印しなければならない。

一 申立人の氏名及び住所（申立人が労働組合その他権限ある団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 被申立人の氏名及び住所（被申立人が法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 不当労働行為を構成する具体的な事実

四 請求する救済の内容

五 申立ての日付

3 申立ては、口頭によつても行うことができる。この場合、事務局は、前項各号に掲げる事項を明らかにさせ、これを録取し、読み聞かせたうえ、署名又は記名押印されなければならない。録取した書面は、申立書とみなす。

4 申立てが前二項に規定する要件を欠くときは、委員会は、公益委員会議の決定により、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

5 中労委に対する第一項の申立ては、地方事務所を経由して行うことができる。

(当事者の追加)

第32条の2 委員会は、当事者その他の関係者から申立てがあつたとき、又は会長が必要と認めたときは、公益委員会議の決定により、前条の申立書に記載された当事者のほかに、当事者を追加することができる。

2 委員会は、前項の規定により当事者を追加するときは、審問に参与した委員、当事者及び当事者として追加しようとするものの意見をきかなければならない。

3 委員会は、当事者を追加したときは、遅滞なく、その旨をすべての当事者に通知するとともに、追加された当事者が調査又は審問に出頭して陳述し、証拠を提出する機会を与えるなければならない。

(審査)

第33条 第三十二条に定める申立てがあつたときは、会長は、事務の処理を担当する職員を指名するとともに、遅滞なく、事件について審査を行なわなければならない。

2 審査においては、当事者は、会長の許可をえて、他人に代理させることができる。この場合において、当事者は、代理人の氏名、住所及び職業を記載した申請書に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、会長に提出しなければならない。

3 審査は、会長が指揮して行なう。

4 会長は、審査を開始するに当たり、当事者に対して、労組法第七条第四号に規定する事項及び審査の手続に関し必要があると認める事項について、趣旨の徹底を図らなければならない。

5 審査においては、会長は、当事者の申出又は職権により、事実の認定に必要な証拠を取り調べることができる。

6 審査においては、会長は、必要があると認めるときは、いつでも、当事者に対して釈明を求め、又は立証を促すことができる。

(申立ての却下)

第34条 申立てが次の各号の一に該当するときは、委員会は、公益委員会議の決定により、その申立てを却下することができる。

一 申立てが第三十二条に定める要件を欠き補正されないとき。

二 労働組合が申立て人である場合に、その労働組合が労組法第五条の規定により労組法

の規定に適合する旨の立証をしないとき。

三 申立て（地方公労法第十二条の規定による解雇にかかるものを除く。）が行為の日（継続する行為にあつてはその終了した日）から一年を経過した事件にかかるものであるとき。

四 地方公労法第十二条の規定による解雇にかかる申立てが、当該解雇がなされた日から二月を経過した後になされたものであるとき。

五 申立て人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかかなとき。

六 請求する救済の内容が、法令上又は事実上実現することが不可能であることが明らかかなとき。

七 申立て人の所在が知れないとき、申立て人が死亡し若しくは消滅し、かつ、申立て人の死亡若しくは消滅の日の翌日から起算して六箇月以内に申立てを承継するものから承継の申出がないとき、又は申立て人が申立てを維持する意思を放棄したものと認められるとき。

2 申立ての却下は、書面によつて行うものとし、決定書については、第四十三条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 決定書の写しは、当事者に交付する。交付手続については、第四十四条の規定を準用する。却下の効力は、決定書の写しの交付によつて発生する。

4 審査を開始した後に申立てを却下すべき事由があることが判明したときには、前三項の規定を適用する。

（申立ての取下げ）

第35条 申立て人は、命令書の写しが交付されるまでは、いつでも、申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 取下げは、書面又は口頭によつてすることができる。口頭によるときは、事務局は、これを録取し、読み聞かせたうえ、署名又は記名押印させなければならない。

3 委員会は、申立てが取り下げられたときは、遅滞なく、その旨を被申立て人に通知しなければならない。

4 取り下げられた部分については、申立て人は、初めから係属しなかつたものとみなす。

5 第三十二条第五項の規定は、中労委に対する申立ての取下げについて準用する。

（審査の併合及び分離）

第36条 会長は、適當と認めるときには、審査を併合し又は分離することができる。

2 審査を併合し又は分離するときには、その旨を当事者に通知し、かつ、第五十条第一項に規定する通知にその旨を付記しなければならない。

（調査の手続）

第37条 調査を開始するときは、委員会は、遅滞なく、その旨を当事者に通知し、申立て人に申立て理由を疎明するための証拠の提出を求めるとともに、申立ての写しを被申立て人に送付し、それに対する答弁書及びその理由を疎明するための証拠の提出を求めなければならない。

2 被申立て人は、申立ての写しが送付された日から原則として十日以内に、前項に規定する答弁書を提出しなければならない。ただし、被申立て人は、当該答弁書の提出にかえて、会長が指定する期日に出頭して口頭により答弁することができる。

3 会長は、必要と認めるときは、当事者又は証人の出頭を求めてその陳述を聞き、その他適當な方法によつて事実の取調べをすることができる。

4 会長は、調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、使用者委員及び労働者委員の協力を求めることができる。

5 当事者又は証人の陳述その他事実の取調べについては、調書を作成する。調書については、第四十条第十五項及び第十六項の規定を準用する。ただし、当事者又は証人が署名又は記名押印した口述書を提出したときは、これをもつて調書にかえることができる。

6 会長は、担当職員に調査を行なわせることができる。

（審査の実効確保の措置）

第37条の2 委員会は、当事者から申立てがあつたとき、又は会長が必要があると認めるときは、公益委員会議の決定により、当事者に対し、審査中であつても、審査の実効を確保するため必要な措置をとることを勧告することができる。

（和解）

第38条 会長は、適當と認めたときはいつでも、当事者に対して和解を勧告することができる。

できる。

- 2 和解が成立したときには、事件は終了する。

(審問の開始)

第39条 委員会は、申立てのあつた日から原則として三十日以内に、審問を開始するものとし、審問を開始するにあたつては、審問開始通知書を当事者に送付しなければならない。

- 2 審問開始通知書には、事件及び当事者の表示並びに審問の期日及び場所を記載し、かつ、当事者が出頭すべき旨を付記しなければならない。
- 3 委員会は、当事者が法人その他の団体であるとき、その他必要があると認めるときは、審問に出頭すべき者を指定することができる。
- 4 審問に参与する委員は、あらかじめ、会長に申し出るものとする。

(審問の手続)

第40条 審問は、当事者の立会いのもとで行なう。ただし、当事者が出頭しない場合でも適當と認めたときは、これを行なうことを妨げない。

- 2 審問は、公開する。ただし、公益委員会議が必要と認めたときは、これを公開しないことができる。
- 3 審問には、当事者自身又は前条第三項の規定により指定された者が、出頭しなければならない。ただし、当事者は、会長の許可をえて、補佐人をともなつて出頭することができる。
- 4 審問の期日及び場所は、そのたびごとに、あらかじめ参与を申し出た委員及び当事者に、書面又は口頭で通知しなければならない。
- 5 審問は、二回以上にわたるときは、できるだけ継続して行なわなければならない。継続して行なうことができないときは、審問の期日と期日との間をできるだけ短くしなければならない。
- 6 審問期日の変更の申出は、相当の理由がない限り、認めてはならない。
- 7 当事者が証人の尋問を申し出るときは、証人の氏名、住所及び証言すべき事項を明らかにしなければならない。
- 8 証人の呼出状には、当事者の表示、尋問すべき事項の要領、尋問の日時及び場所並びに証人として出頭すべき旨を記載しなければならない。
- 9 審問に参与した委員は、会長に告げて、当事者に問を發し、又は証人を尋問することができる。
- 10 当事者、代理人又は補佐人は、会長の許可をえて、陳述を行い、証人を尋問し、又は反対尋問することができる。この場合において、会長が適當であると認めるときは、当事者、代理人又は補佐人は、会長に先立つて尋問をすることができる。
- 11 会長は、前項の陳述又は尋問が、既に行われた陳述又は尋問と重複するとき、又は争点に關係のない事項にわたるとき、その他適當でないと認めるときは、これを制限することができる。
- 12 会長は、公正な審問の進行を確保するために、当事者及び関係人並びに傍聴者に対して、必要な指示をすることができる。
- 13 会長は、審問を終結するにさきだつて、当事者に対し、終結の日を予告して、最後陳述の機会を与えなければならない。
- 14 審問の結果、命令を發するに熟すると認められるときは、会長は、審問を終結する。審問を終結した後合議が行なわれるまでの間に、会長は、必要があると認めたときは、審問に参与した委員の意見をきいたうえ、審問を再開することができる。
- 15 担当職員は、審問の要領を記録した審問調書を作成して、署名又は記名押印しなければならない。当事者その他の者の陳述は、その正確な要旨を記載し、又は速記等によつて逐語的に記録して、これを審問調書の一部としなければならない。
- 16 当事者又は関係人は、審問調書を閲覧することができる。この場合、当事者その他の者の陳述の記載について異議が述べられたときは、その旨を審問調書に付記しなければならない。

(審査委員)

第41条 会長は、公益委員の全員による審査にかえて、公益委員の中から一人又は数人の委員（以下「審査委員」という。）（数人の委員の場合には、会長は、うち一人を委員長に指名しなければならない。）を選び、審査を担当させることができる。

2 第三十二条の二第一項、第三十三条第二項から第六項まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条中「会長」とあるのは、一人の審査委員が選任されたときには「審査委員」と、数人の審査委員が選任されたときには「審査委員長」と読み替えるものとする。

(合議)

第42条 審問を終結したときは、会長は、公益委員会議を開き合議を行なう。

2 公益委員会議は、合議にさきだつて、審問に参与した使用者委員及び労働者委員の出席を求める、その意見を聞かなければならぬ。ただし、出席がないときは、この限りでない。

3 合議は、公開しない。

4 委員会は、合議の結果により、審問を再開することができる。

(命令)

第43条 委員会は、合議により、申立人の請求にかかる救済を理由があると判定したときは救済の全部若しくは一部を認容する命令を、理由がないと判定したときは申立てを棄却する命令を、遅滞なく、書面によつて発しなければならない。

2 前項の命令書には、次の各号に掲げる事項を記載し、会長が署名又は記名押印しなければならない。

一 命令書である旨の表示

二 当事者の表示

三 主文（請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容する旨及びその履行方法の具体的な内容又は申立てを棄却する旨）

四 理由（認定した事実及び法律上の根拠）

五 判定の日付

六 委員会名

3 会長は、第一項の命令書に字句の書き損じその他これに類する明白な誤りがあるときは、その旨を命令書に付記して訂正することができる。この場合において、会長は、命令書を訂正した旨を当事者に通知しなければならない。

(命令書の写しの交付)

第44条 会長は、期日を定めて当事者を出頭させ、命令書の写しを交付し、第五十一条の規定により再審査の申立てができることを教示しなければならない。この場合には、担当職員は、交付調書を作成しなければならない。ただし、当事者の受領証をもつてこれにかえることができる。

2 委員会は、前項に定める手続にかえて、命令書の写し及び第五十一条の規定により再審査の申立てができるなどを教示した書面を配達証明の書留郵便によつて、当事者に送付することができる。この場合には、その配達のあつた日を交付の日とみなす。

3 前二項の命令書の写しについては、必要があるときは、事務局長は、命令書の写しであることを証明することができる。

(命令の履行)

第45条 前条の規定により救済の全部又は一部を認容する命令につき命令書の写しが交付されたときは、使用者は、遅滞なくその命令を履行しなければならない。

2 命令を発した委員会の会長は、使用者に対し、命令の履行に関して報告を求めることができる。

(訴訟の指定代理人)

第46条 当事者が委員会を被告として訴えを提起したときは、委員会は、国の利害に関する訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第五条の規定に基づいて、特定の公益委員、事務局長又は職員を指定してこの訴訟を行なわせることができる。

(緊急命令の申立て)

第47条 委員会は、使用者が裁判所に訴えを提起したことを知ったときには、直ちに公益委員会議を開き、受訴裁判所に労組法第二十七条第八項に定める命令（以下「緊急命令」という。）を申し立てるかどうかについて、決定しなければならない。

2 緊急命令の申立てに関しては、前条の規定を準用する。

(取消判決の確定による審査の再開)

第48条 委員会の命令の全部又は一部を取り消す旨の判決が確定し、行政事件訴訟法（昭

和三十七年法律第百三十九号) 第三十三条第二項又は第三項の規定により、委員会があらためて命令を発しなければならないときは、委員会は、公益委員会議の決定により、当該事件の審査を再開しなければならない。

2 前項の規定により審査を再開するときは、委員会は、審査再開決定書を当事者に送付しなければならない。

3 審査再開決定書には、事件及び当事者の表示、審査を再開する旨並びに審査の範囲及び手続を記載しなければならない。

(公示による通知等)

第49条 第三十四条第三項、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第四項、第四十四条第一項及び第二項並びに第四十八条第二項の規定により当事者に通知し、又は文書を交付する場合において、当事者の所在が知れないとき、その他通知又は交付をすることができないときは、公示の方法によることができる。

2 前項に規定する公示は、委員会が当該通知書又は文書を保管し、いつでも当事者に交付する旨を官報又は公報に掲載して行うものとする。この場合においては、その掲載をした日の翌日から起算して二週間を経過した日に、通知書又は文書の交付があつたものとみなす。

3 委員会は、公示の方法により通知又は交付をした当事者に対し、新たに第三十九条第一項又は第四十条第四項に規定する通知をする場合には、前項の規定にかかわらず、その通知書を委員会の掲示場に掲示して行うものとする。この場合においては、掲示をした日の翌日に通知があつたものとみなす。

(通知及び報告)

第50条 地労委の会長は、次に掲げる各号の規定に該当するときは、遅滞なく、その旨を中労委の会長に通知しなければならない。

一 審査を開始したとき及び第四十八条第一項の規定により審査を再開したとき。

二 審査を開始した後に、事件を移送し若しくは申立てを却下したとき、又は申立てが取り下げられたとき。

三 和解が成立したとき。

四 命令書の写しを交付したとき。

五 緊急命令又は確定した命令に使用者が従わないとき。

六 確定判決により支持された命令に使用者が従わないとき。

2 会長は、前項第五号の規定に該当するときは公益委員会議の決定により使用者の所在地を管轄する地方裁判所に、同項第六号の規定に該当するときは公益委員会議の決定により検察官に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 会長は、前二項の規定によつて通知をしたとき、第四十七条の規定によつて緊急命令の申立てをしたとき、及び地労委においてはその処分に対する再審査の申立てがあつたときは、最近の総会にその旨を報告しなければならない。

第三節 再審査の手続

(申立てによる再審査)

第51条 地労委の処分に対して、その当事者のいずれか一方が再審査を申し立てる場合には、再審査申立書を、初審の地労委を経由して又は直接に、中労委に提出しなければならない。

2 再審査申立書については、第三十二条第二項(同項第三号及び第四号にかかる部分を除く。)の規定を準用するほか、不服の要點及びその理由を記載しなければならない。この場合において、地労委の命令書又は決定書に記載された事実に認定の誤りがあると主張するときは、不服の理由の記載には当該箇所を示さなければならない。再審査申立書には、地労委の命令書又は決定書の写しが交付された日を記載し、その命令書又は決定書の写しを添附するものとする。

3 地労委は、再審査申立書が提出されたときは、直ちにこれを中労委に送付しなければならない。中労委は、再審査が中労委に直接申し立てられたときは、直ちにその旨を初審の地労委に通知しなければならない。

4 初審の地労委を経由して再審査申立書が提出されたときは、地労委に提出された日をもつて、再審査を申し立てた日とみなす。

5 中労委は、再審査の申立てが労組法第二十七条第五項(同条第十一項の規定によつて準用される場合を含む。)に規定する期間経過後になされたとき、又は第二項(後段を

除く。)に規定する要件を欠き補正されないときは、これを却下することができる。

(命令履行の勧告)

第51条の2 中労委は、使用者が再審査を申し立て、命令の全部又は一部を履行しない場合において、必要があると認めたときは、使用者に対し、命令の全部又は一部の履行を勧告することができる。

2 前項の勧告を行なう場合は、あらかじめ、使用者に対し弁明を求めなければならない。

(職権による再審査)

第52条 中労委が労組法第二十五条第二項の規定による職権に基づく再審査をするには、公益委員会議の議決によらなければならない。

2 前項の議決があつたときには、中労委は、その旨を当事者及び初審の地労委に書面によつて通知しなければならない。

(初審の記録の提出)

第53条 再審査の申立てがあつたとき、又は中労委が職権によつて再審査を行なうことを議決したときには、中労委は、初審の地労委に当該事件の記録の提出を求めることができる。

(再審査の範囲)

第54条 再審査は、申し立てられた不服の範囲において行なう。ただし、不服の申立ては、初審において請求した範囲をこえてはならない。

2 第五十二条の規定による再審査は、中労委が決定した範囲において行なう。

(再審査の命令)

第55条 中労委は、再審査の結果、その申立てに理由がないと認めたときにはこれを棄却し、理由があると認めたときには地労委の処分を取り消し、これに代る命令を発することができる。ただし、初審の命令の変更は、不服申立ての限度においてのみ行なうことができる。

2 中労委は、事件の初審の記録及び再審査申立書その他当事者から提出された書面等により、命令を発するに熟すると認めるときは、審問を経ないで命令を発することができる。

(その他の手続)

第56条 第三十二条から第五十条までの規定は、その性質に反しない限り、再審査の手続にこれを準用する。

2 会長は、第五十一条第一項の規定により申し立てられた事件について、必要があると認めるときは、公益を代表する地方調整委員を指名して、その審査の一部を行わせることができる。

3 第三十三条第二項から第六項まで、第三十七条から第四十条まで及び第五十六条の三(第一項、第五項及び第十一項を除く。)の規定は、前項の審査について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表 略)

4 中労委は、第一項の規定により準用される第五十条第一項第一号から第四号までの規定に該当する場合には、初審の地労委会長に通知しなければならない。再審査の命令書又は決定書の写しは、初審の地労委に送付しなければならない。

審級省略等に関する労使及び関係機関の考え方

(1) 労使の考え方

- 「集団的紛争に関する労働委員会と裁判所との関係では、接合のしかたが悪く、事実上の5審制となり、時間と費用がかかる労働紛争と捉えられてきた。賃金・解雇・異動・配転などの労働問題は、たとえ解決したとしても、10年も経るのでは意味はない。
したがって、不当労働行為に関する労働委員会の命令についての取消訴訟は高等裁判所に提訴するものとし、審級数の削減をはかるべきであり、加えて労働委員会における事実認定は、実質的な証拠書として裁判所は採用（事実認定が実質的証拠によって支持されている場合は裁判所は覆さない）すべきである。」〔平成12年5月16日・司法制度改革審議会・高木剛委員提出資料〕
- 「不当労働行為事件に関する労働委員会の命令の取消訴訟を含め、5審制となっている現実を等閑視することは許されない。
どのような解決策があるのか、裁判所、労働委員会の双方で、早急に検討を加えるとともに、本審議会においても行政事件訴訟のあり方の問題の一環として検討し、5審制の解消をはからなければならない。労働省に設けられている「労使関係検討会」報告でも問題提起されている取消訴訟の高裁への提訴による審級省略や実質的証拠法則の採用、労働委員会審議の厳格化などについて、一つの事案について5回も関所を通らされる者の身になって、直ちに真剣な検討に着手すべきである。」〔平成12年12月1日・司法制度改革審議会・高木剛委員提出資料〕
- 「不当労働行為事件について、労働委員会の命令等を含めると、実態として5審制となっているとして、①不当労働行為に関する労働委員会の命令についての取消訴訟は、高等裁判所に提訴するものとし、審級数の省略を図る、②労働委員会で認定した事実に実質的な証拠がある場合には、裁判所は労働委員会の事実認定に拘束されるべきである（実質的証拠法則の導入）、との主張が、司法制度改革審議会の場で出されている。
しかし、①審級省略は以下に述べる理由から、使用者側として賛成できない。
 - ・ 労働委員会の命令が、裁判所で覆されるケースが多く、平成10年度では約6割に昇っている。この原因として、労働委員会の審査が不十分なため、不適切な命令が下される場合が多いこと、事実認定の面で裁判所が行なう厳格な手続に基づく審査に耐えうるものとなっていないこと、法的解釈の面でも同様の問題があることが指摘できる。上記の実態がある中では、労働委員会の命令は裁判所の第一審に代替しうるものとは到底言い難く、審級の省略により当事者の裁判を受ける機会を減らすべきではない。
 - ・ 先に指摘したとおり、日経連が行なった労働事件裁判に関するアンケートでは、裁判の迅速化という点で、「迅速化は重要だが、そのために立証が制限されたり、証拠調べがおろそかにならぬようにすべき」との意見が多数を占めており、審級省略はそれに反するものとなる。
 なお、審理の迅速化という点には、前述のとおり、適切な争点整理と相当な証拠調べ、裁判所の専門部・集中部の増加、労働法及び労使関係の実態に精通した裁判官の養成により対処すべきである。
- また、②実質的証拠法則の導入についても賛成できない。前述のとおり、労働委員会が行なう事実認定は、裁判所が行なう厳格な手続に基づく審査に耐えうるものとなっておらず、このような裁判の一般原則に対する例外を設けるべき理由は全くない。」〔日本経営者団体連盟司法制度改革検討小委員会「司法制度改革に対する意見（最終報告）」（平成12年9月）〕
- 「基本的に、地裁段階からの裁判を受ける権利は、安易に例外が認められるべきではなく、少なくとも労働委員会が、地裁段階での判断に代わりうるほどの実質を持っているか

どうかの検証が前提問題であろうと存じます。

その意味で、労働委員会の現状は、専門体制の充実などの面で決して満足のいく状態ではないとの現状認識は、ほぼ共有されているのではないでしょうか。こうしたなかで現在、労働委員会の体制強化の検討も行われていると聞いており、今後さらに、こうした改革の方向性を見極めてから、本格的な検討を行るべき問題かと存じます。」〔平成13年3月19日・司法制度改革審議会・山本勝委員提出資料〕

(2) 関係機関の考え方

- 「不当労働行為に関する労働委員会の決定・命令に対して取消訴訟が提起される場合には、実質的にみれば4審制ないし5審制となっているため、公正取引委員会の審決取消訴訟のように高等裁判所を第一審とすべきであるとの指摘がある。ところで、審級の省略が認められるのは、行政機関の判断が裁判所の第一審に代替し得ると評価できるほどに高い専門性を有する場合であって、公正取引委員会の審決は市場経済に関する高度な専門的知識に基づく判断であるため、裁判所の第一審に代替し得るものと考えられてきた。労働委員会の判断がこのような高度の専門性を有し、裁判所の第一審に代替し得るものであるかどうか、裁判所での事実審理が高等裁判所だけでよいかどうかについては、他の制度との関連性も考慮して、十分検討する必要があろう。」〔平成12年6月13日・最高裁判所の司法制度改革審議会提出資料〕
- 「紛争解決の迅速化を図るための方策として、労働委員会と裁判所における審理の充実・迅速化をそれぞれ図っていくほかに、労働委員会の救済命令等に対する取消訴訟につき裁判所の審級を省略すべきであるとの意見がある。
しかし、一般に、審級の省略が認められるのは、行政機関の判断が、審査主体及び審査手続の両面において司法に準ずるものであり、実質的にも裁判所の第一審に代替し得るものと評価できる場合であるといわれている。そのような例としては、公正取引委員会の審決や特許庁の審決に対する取消訴訟があるが、これらの審判は、いずれも裁判所の第一審に代替し得ると評価できるものとされている。これに対して、労働委員会では、平成11年における地方労働委員会の救済命令等に対する不服申立率は約7割となっており、また、平成10年における取消訴訟の認容率（取消率）は約6割となっている。こうした状況の下で、審級を省略すると、当事者が裁判所の判断に対する不服を上級審に訴える機会（審級の利益）を不当に奪うこととならないかという観点から検討する必要があろう。」〔平成12年12月1日・最高裁判所の司法制度改革審議会提出資料〕
- 「不当労働行為に関する紛争の解決の迅速化に向けた方策としては、審級省略制度、実質的証拠法則（労働委員会等の認定した事実が、それを立証する実質的な証拠によって裏付けられている場合には、裁判所を拘束するという法則をいう。）、新証拠の提出制限等の制度を採用し、労働委員会の審査手続を経た事件につき、裁判手続における審理を簡略化することも考えられる。
しかし、裁判手続における審理の簡略化は、憲法上の裁判を受ける権利の保障に関わる問題であることにかんがみると、審査手続における当事者に対する手続保障の程度（労働委員会の審査手続において、十分に当事者の主張・立証の機会が与えられているのか。）、労働委員会の事実認定を尊重することの合理性の有無（事実認定の過程の厳密さにおいて、裁判所の第一審の判断に代替しうる実質を有しているか。不当労働行為に当たるか否かの判断がどの程度の専門的・技術的判断を伴うのか。）などについて慎重に検討する必要がある。」〔平成12年6月13日・法務省の司法制度改革審議会提出資料〕
- 「5審制の問題を解消するために審級省略や実質的証拠法則を導入する場合には、労働委員会の審査手続を裁判所の訴訟手続と代替可能な程度に厳格化する必要があると考えられるが、その場合には、迅速な救済を旨とする労働委員会の特質が損なわれるおそれがないかを慎重に検討するとともに、審査手続の厳格化の具体的な在り方については、他のADRとの関係やADR一般と裁判手続との連携強化という観点から、総合的に検討する必要があると考える。」〔平成12年12月1日・法務省の司法制度改革審議会提出資料〕